

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則（人材育成課）	19
告 示	
○土地改良法による道営換地計画の決定（2件）……………（農業施設管理課）	19
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	20
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	20

規 則
北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年1月13日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第3号 北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則 北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。 第2条中「（第19号に係る場合にあつては、沖縄県の区域内の公共職業安定所長）」を削り、同条第4号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に改め、「（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。）」を削り、同条第6号中「第1条第1項第7号イ ⁽¹⁾ 」を「第1条の4第1項第7号イ ⁽¹⁾ 」に改め、同条第9号中「第1条第1項第7号イ ⁽⁴⁾ 」を「第1条の4第1項第7号イ ⁽⁴⁾ 」に改め、同条第10号中「5年」を「10年」に改め、同条第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、第18号及び第19号を削る。 第16条第3号中「、港湾運送事業離職者求職手帳又は沖縄失業者求職手帳」を「又は港湾運送事業離職者求職手帳」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「及び駐留軍関係離職者」を削り、同号を同条第4号とする。 別記第1号様式中「・第17号・第18号・第19号・第20号」を削る。
附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、新篠津村豊野地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成21年1月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、新十津川町総進地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成21年1月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路 線 名 北尻別蘭越停車場線

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
磯谷郡蘭越町字御成122番 3 地先から	前	12.95mから	430.00m	――
磯谷郡蘭越町字御成359番 6 地先まで		28.76mまで		
	後	15.00mから	430.00m	――
		34.70mまで		

北海道告示第27号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成21年 1月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌志内神威 2（Ⅰ - 0 - 381 - 381）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市神威（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恵庭柏木町 1（Ⅰ - 0 - 270 - 270）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
恵庭市柏木町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恵庭柏木町 2（Ⅱ - 0 - 199 - 199）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
恵庭市柏木町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
恵庭柏木町 4（Ⅲ - 0 - 145 - 145）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
恵庭市柏木町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道札幌土木現業所及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）